

福井県報

号外第12号
平成20年
3月24日(月)
火・金曜日 発行
1月1,750円郵送料共

目次

(※は、県例規集登載事項)

教育委員会規則

※福井県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則(一・教育政策課)……………一

教育委員会訓令

※福井県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令(二・教育政策課)……………二
※福井県教職員顕賞規程の一部を改正する訓令(三・学校教育振興課)……………四

教育委員会教育長訓令

※教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令(二・教育政策課)……………四
※福井県教育委員会出先機関等事務決裁規程の一部を改正する訓令(三・教育政策課)……………四

教育委員会規則

福井県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十年三月二十四日
福井県教育委員会

福井県教育委員会規則第一号

福井県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

福井県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則(昭和五十年福井県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

十七 法第二十七条の規定による点検および評価に関すること。

第三条第一項第二号中「課長補佐級」を「課長補佐級以下」に改め、同項に次の一号を加える。

五 前号までに掲げるもののほか、教育委員会が別に定める事項

第五条中「教育長は」を「教育長および第四条の規定により専決することができる者(以下「教育長等」という。）」は「に」、「および前条」を「から第五条」に、「教育長が」を「教育長等が」に改め、同条を第六条とする。

第四条中「前二条」を「第二条から第四条」に改め、同条を第五条とし、同条の前に次の一条を加える。

(企画幹等の専決)

第四条 教育委員会は、前二条に規定するものを除き、企画幹、課長その他の職員に専決させることができる。

2 前項の規定により専決することができる者および専決することができる事項については、別に定める。

3 前条第二項の規定は、第一項の規定により専決させる場合において準用する。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

教育委員会訓令

福井県教育委員会訓令第2号

庁中一般

各出先機関
各教育機関

福井県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月24日

福井県教育委員会

福井県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

福井県教育委員会事務決裁規程（昭和50年福井県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「教育長」を「教育委員会および教育長」に改める。

第2条第2号中「教育長の」を「教育委員会および教育長の」に、「教育長に」を「教育委員会または教育長に」に改める。

第7条の見出しを「（企画幹等の専決事項）」に改め、同条中「福井県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（昭和50年福井県教育委員会規則第7号）第4条に規定する教育長への委任事項のうち」を削る。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、同条の前に次の一条を加える。

（出先機関および教育機関の長の専決事項）

第8条 出先機関および教育機関の長の専決事項は、教育長が別に定める。
別表教育長委任事項に係る専決権者の欄中「教育長委任事項に係る」を「教育長以外の」に改め、同表第5項中

<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
--------------------------	-------------------------------------	--------------------------	--------------------------

を

<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
-------------------------------------	--------------------------	--------------------------	-------------------------------------

に改め、

同表第8項を次のように改める。

8	職員等の任免、職務および研修に関する事項	(1) 長期人事計画の策定に関すること。	(2) 教育庁および教育機関の職員（県立学校にあっては事務職員に限る。）の任免その他人事（懲戒を除く。）に関する事項	ア 参事級以上の職員の任免その他人事に関すること。	イ 課長補佐級以下の職員の任免その他人事に関すること。	(3) 県立学校の教職員（事務職員を除く。）および県費負担教職員の任免その他人事（懲戒を除く。）に関する事項	ア 校長および教頭の任免その他人事に関すること。	イ 校長および教頭を除く職員の任免その他人事に関すること。	(4) 懲戒処分に関する事項	ア 教育庁および教育機関の職員ならびに県費負担教職員の懲戒処分の決定に関すること。ただし、戒告を除く。	イ 教育庁および教育機関の職員ならびに県費負担教職員の懲戒のうち戒告処分に関すること。	(5) 指導主事および社会教育主事（市町派遣の者を含む。）の採用および昇任の選考を行うこと。	(6) 社会教育主事の派遣について市町教育委員会教育長と協定を結ぶこと。	(7) 出張、休暇その他服務に関する事項	ア 本庁の職員のうち企画幹および企画幹（学校教育）の出張、休暇その他服務に関すること。	イ 本庁の職員のうち課（室）長および参事の出張、休暇その他服務に関すること。
				○	○			○		○		○			○	○

する。

福井県教育委員会訓令第3号

庁中一般
各出先機関
各教育機関

福井県教職員顕賞規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月24日

福井県教育委員会

福井県教職員顕賞規程の一部を改正する訓令

福井県教職員顕賞規程（平成16年福井県教育委員会訓令第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「達し、」の次に「定年によりまたは」を加える。

第9条および第14条中「教育長」を「教育委員会」に改める。

様式第1号中「福井県教育委員会教育長」を「福井県教育委員会」に改める。

様式第2号中「福井県教育委員会教育長」を「福井県教育委員会」に改め、

所 属	職 氏	(ふりがな) 氏 名	生年月日

を

所 属	職	職員番号	(ふりがな) 氏 名	生年月日

に改める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

教育委員会教育長訓令

福井県教育委員会教育長訓令第2号

各出先機関
各教育機関

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月24日

福井県教育委員会

教育長 広部 正紘

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程（昭和50年福井県教育委員会教育長訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条第2項」を「第26条第3項」に改める。

別表第1出先機関および教育機関の長の項中第2項から第4項までを削り、第5項を第2項とし、第6項から第12項までを3項ずつ繰り上げる。

別表第2嶺南教育事務所長の項委任事項の欄中第1項および第2項を削り、第3項を第1項とし、同欄第4項中「市町立学校」を「市町立学校」に改め、同項を同欄第2項とし、同欄第5項から第8項までを2項ずつ繰り上げる。

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

福井県教育委員会教育長訓令第3号

各出先機関
各教育機関

福井県教育委員会出先機関等事務決裁規程

の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月24日

福井県教育委員会

教育長 広部 正紘

福井県教育委員会出先機関等事務決裁規程の一部を改正する訓令

福井県教育委員会出先機関等事務決裁規程（平成2年福井県教育委員会教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「教育長」を「教育委員会または教育長の」に、「および知事」を「ならびに知事」に改める。

第2条中「教育長」を「教育委員会、教育長」に改める。

別表第1中「出先機関等の長の専決事項」を「第1 出先機関等の長の専決事項（嶺南教育事務所長を除く。）」に改め、同表中第4項を第7項とし、第1項から第3項までを3項ずつ繰り下げ、同表に第1項から第3項までとして次の3項を加える。

1 職員の服務等に関する事務

(1) 所属職員の事務分掌および配置を決定すること（辞令により勤務配置が特定されている役付職員の勤務配置を除く。）。

(2) 出先機関および教育機関の長（以下「機関の長」という。）および所属職員の時間外勤務命令、休日勤務命令および夜間勤務命令を行うこと。

(3) 機関の長および所属職員の服務に関する諸願届を処理すること（機関の長の4日以上の年次休暇、病気休暇または特別休暇を除く。）。

(4) 所属職員の職務に専念する義務を免除すること（人事委員会が定める特例に該当する場合および派遣研修

- による場合を除く。)。
- (5) 機関の長および所属職員の勤務時間割振りに関すること。
 - (6) 機関の長および所属職員の勤務を要しない日を指定し、またはこれを変更すること。
- 2 機関の長および所属職員の出張命令に関すること(機関の長の4日以上の県外出張に係るものを除く。)。
- 3 職員の給与に関する事務
 - (1) 所属職員が欠勤したとき、その給与を減額すること。
 - (2) 機関の長および所属職員の扶養親族の認定を行うこと。
 - (3) 機関の長および所属職員の住居手当の支給要件を確認し、その月額を決定すること。
 - (4) 機関の長および所属職員の通勤手当の支給要件を確認し、その月額を決定すること。
 - (5) 機関の長および所属職員の単身赴任手当の支給要件を確認し、その月額を決定すること。
 - (6) 機関の長および所属職員の児童手当の支給資格およびその額を決定すること。
- 別表第1に次のように加える。
- 第2 嶺南教育事務所長の専決事項
 - 1 第1出先機関等の長の専決事項に掲げる事務
 - 2 嶺南教育事務所管内の県費負担教職員(以下この項および次項において「教職員」という。)の人事に関する事務
 - (1) 嶺南教育事務所管内の市町立学校の講師および臨時的任用職員の任免その他人事に関する事務

- (2) 教職員の育児休業、休職、復職および兼務等の発令に関する事務
- 3 嶺南教育事務所管内の教職員の給与に関する事務
 - (1) 教職員が欠勤したとき、その給与を減額すること。
 - (2) 教職員の児童手当の支給資格およびその額を決定すること。
- 別表第2中「郵便振替取扱料金」を「為替取引に係る手数料」に改める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

平成二十年三月二十四日印
平成二十年三月二十四日發

刷行

發行人 千九一〇一八五八〇
印刷人 千九一九一〇四八二

福井県福井市大手三丁目一七番一號
福井県坂井市春江町中庄六一―三二

福井県
(株)エクシート

☎ 五五六七八番